

四日市市選管告示第 39 号

公職選挙法施行令（昭和 25 年政令第 89 号）第 56 条第 1 項及び第 65 条の 13 第 1 項による読み替え後の第 56 条第 1 項の規定により、令和 7 年 8 月 22 日から令和 7 年 9 月 7 日までの間に四日市市の選挙人名簿又は在外選挙人名簿に登録されている選挙人以外の選挙人が不在者投票の記載をする場所を、次のとおり定めた。

令和 7 年 8 月 21 日

四日市市選挙管理委員会

委員長 毛利 彰男

四日市市諏訪町 2 番 2 号 四日市市総合会館 1 階 ロビー

（選挙管理委員会事務局）